最低賃金改定のお知らせ

令和4年8月25日

お客様 各位

厚生労働省より、地域別最低賃金の答申がなされました。

令和4年10月からの、主な県の最低賃金をご案内致しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。 (令和4年8月25日現在、まだ確定値とされていませんがこの答申が変わることは、ほとんどありません)

都府県名	時間額(引上額)	発 効 日
静岡	944円(31円)	10 月5日
東京	1,072 円(31円)	10月1日
神奈川	1,071円(31円)	10月1日
埼玉	987円(31円)	10月1日
千葉	984円(31円)	10月1日
山梨	898円(32円)	10月20日
愛知	986円(31円)	10月1日
大阪	1023円(31円)	10月1日

月給者の確認も行ってください。

静岡県の場合、月平均の労働時間 173 時間を月給制に換算すると 163, 312 **円以上** の金額になります。ただし、残業等の割増賃金及び精皆勤手当、家族手当、通勤手 当は除外します。

また、業種によっては、より高い最低賃金が適用されます。

(静岡県の場合、工業用ゴム製品製造業、鉄鋼、非鉄金属製造業、機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、各種商品小売業)

